

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、大和都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会を次のとおり開催します。

平成二十七年十一月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 公聴会開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成二十七年十二月二十日（日） 午後二時から	桜井市役所本庁二階大会議室（桜井市大字栗殿四三二番地の一）

二 作成しようとする都市計画の変更案の概要

変更案を作成しようとする都市計画の種類及び名称並びに都市計画を変更しようとする土地の区域

種類及び名称	都市計画を変更しようとする土地の区域
大和都市計画道路三・五・五〇〇号兜塚山之辺線	桜井市大字栗殿、大字金屋、大字三輪、大字茅原、大字箸中及び大字巻野内
大和都市計画道路三・五・五〇四号北口字陀ヶ辻線	桜井市大字桜井、大字外山及び大字慈恩寺
大和都市計画道路三・五・五〇七号磐余線	桜井市大字谷、大字阿部、安倍木材団地一丁目、安倍木材団地二丁目及び大字吉備
大和都市計画道路三・五・五〇九号橋本三輪駅線	桜井市大字池之内、大字橋本、大字吉備、大字大福、大字東新堂、大字新屋敷及び大字三輪並びに橿原市東池尻町

三 変更案に関する図書の閲覧

二に関する関係図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び桜井市都市建設部都市計画課において、平成二十七年十一月二十七日（金）から同年十二月十八日（金）まで一般の閲覧に供します。

四 公述申出書の提出の方法及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者（桜井市の住民その他の利害関係者に限りません。）は、公述申出書に変更案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を併記した文書一通（別記様式参照）を知事宛てとし、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室（奈良市登大路町三〇）に平成二十七年十二月十四日（月）までに必着するよう提出してください。

五 公述人の選定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、公述申出書を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を通知した者となります。

六 変更案に関する問い合わせ

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室（電話〇七四二―二七―七五二〇）に問い合わせてください。

七 公聴会に関する問い合わせ

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室（電話〇七四二―二七―七五二〇）に問い合わせてください。

なお、公述申出書の提出がない場合は、公聴会を中止します。

(別記様式)

公 述 申 出 書

年 月 日

奈良県知事 荒 井 正 吾 様

住 所

氏 名

職 業

年 齢

電話番号

平成27年11月27日付けの奈良県公報で公告された大和都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会に、次のとおり公述の申出をします。

記

1 公述する都市計画道路の名称

(路線名 :)

2 意見の要旨及びその理由

別紙のとおり

(注) 別紙については、原則として800字程度とし、内容を明確に記載してください。